

広報 ひこね



HIKONE



柳が美しい野田沼の出島

2004
6/15

シリーズ 新時代の市政運営 第3回

細る財源 膨らむ需要① 2

平成15年度の行政改革の成果を報告します

「さしすせそ運動」の取り組み 4

コモ ヴァイ? COMO VAI? □ザーネです 7

こちら健康情報局 No.29 10

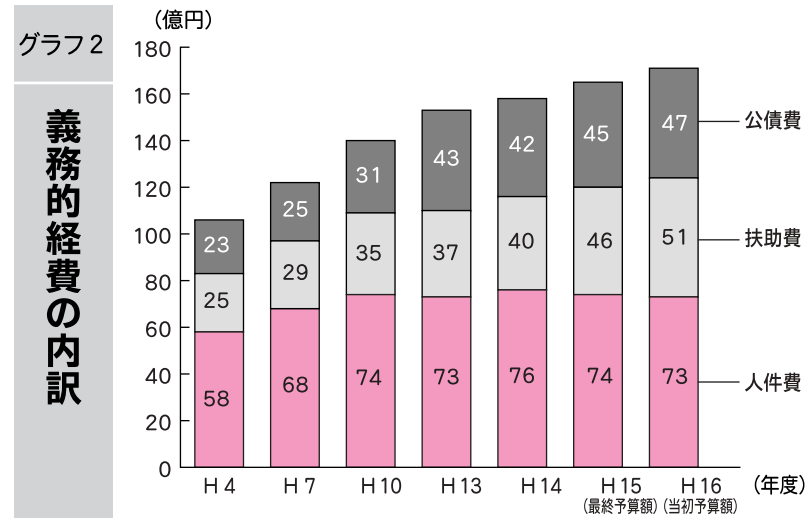
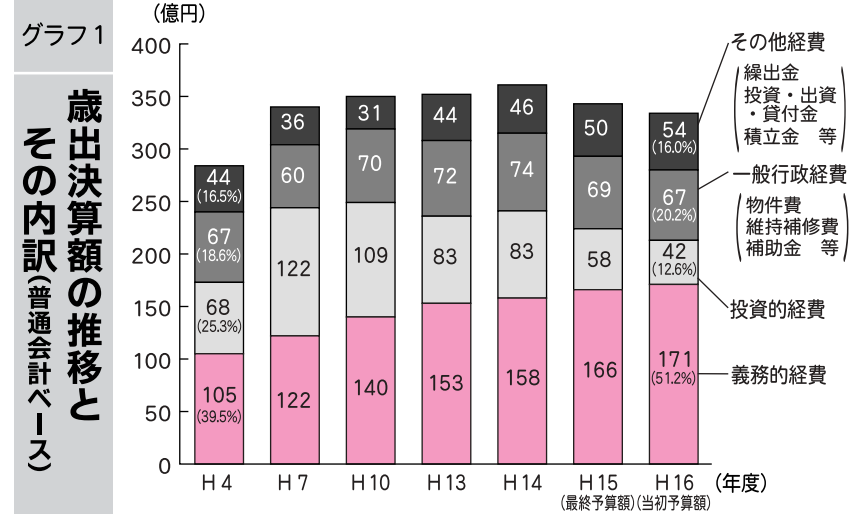
手続きはお済みですか

福祉医療費受給券の更新申請 11
福祉助成券

細る財源 膨らむ需要①

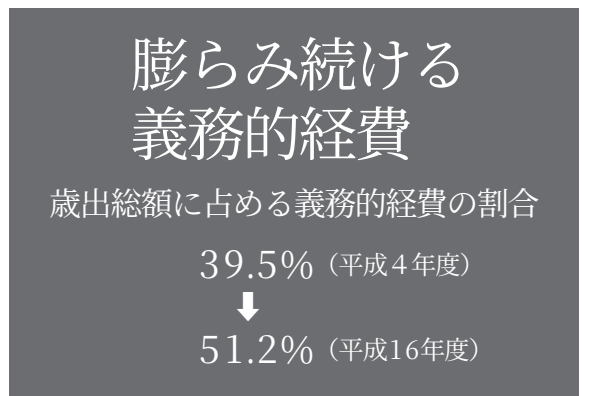
現在の彦根市の財政状況について、5月15日号、6月1日号では、市税や、地方交付税などの歳入（収入）と市債（借金）などの状況についてお知らせしました。

出（支出）の状況を中心にお伝えしたいと思います。歳出は大きく分けて義務的経費、投資的経費、一般行政経費などに分けられますが、今回はその中でも義務的経費についてお伝えします。



彦根市の歳出決算額とその内訳の推移はグラフ1のようになっています。今年度の予算額は、普通会計ベース(注)で334億円で、平成4年度の決算額266億円と比べて68億円増加しています。なかでも増加の著しい経費が義務的経費です。義務的経費とは、法律で支払うことが義務付けられているなど、収入が減っても簡単には減らすことが出来ない経費です。市職員の給与や市議会議員の報酬などの人件費、生活困窮者や、児童、老人、障害者などを支援するために使われる扶助費、借金の返済に使われる公債費がこれにあたります。

この義務的経費の歳出全体に占める割合は、平成4年度決算では39.5%、平成16年度当初予算では51.2%と増加しています。



5%でしたが、平成16年度当初予算では、51.2%となり、歳出の半分以上を占めるようになりました。

義務的経費の内訳は、グラフ2のようになっています。人件費が半分近くを占めますが、近年においては、その額はほぼ一定で推移し、その割合は低下しています。しかし今後は、定年退職者が増えることから退職金の支払いなどにより、その割合が高くなることが予想されます。

また、扶助費と公債費は、平成4年度と比べて、平成16年度予算ではともに約2倍以上になっています。

扶助費については、児童手当など子どもを対象とした施策の拡充や、老人・小児医療費の助成の充実、さらに生活保護件数の増加などにより、今後さらに上昇を続けるものとの予想されます。

公債費についても、これまで市債という借金をしながら、市民生活に必要な道路や学校、その他公共施設を整備してきたことから、その借金の返済額が増えています。

(注)普通会計 自治体間の財政比較などに用いられる統計上の会計。詳しくは、「広報ひこね」6月1日号7ページ「用語解説」参照



けでなく県内のほかの市でも高くなっています。

グラフから分かるように、平成14年度の彦根市においては、人件費・扶助費・公債費だけで、市民1人当たりが14万8千円を負担したことになります。これは4人家族の世帯では、これらの義務的経費だけで、1年間に59万2千円を負担した計算になります。

各家庭では収入に合わせて支出を減らしたり全体の支出のバランスを見直したりします。自治体でも同じように、歳入の額にに応じて、歳出を組まなければなりません。しかし、家計において削ることができない費用があるのと同じように、自治体の財政においても義務的経費を大幅に削減することは困難です。

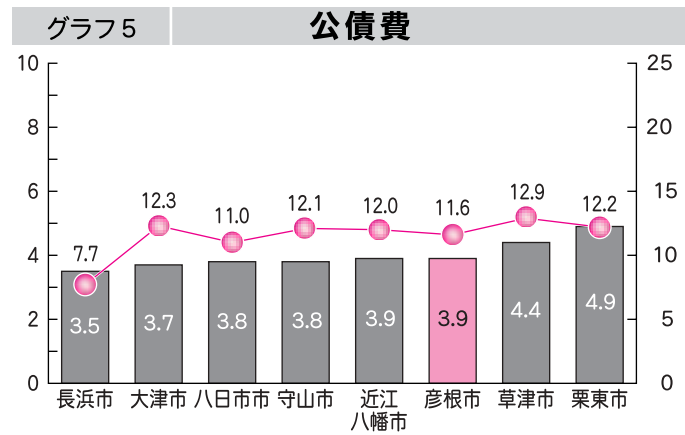
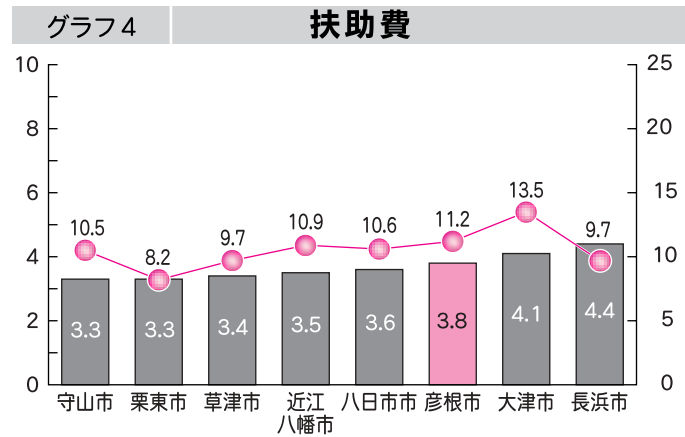
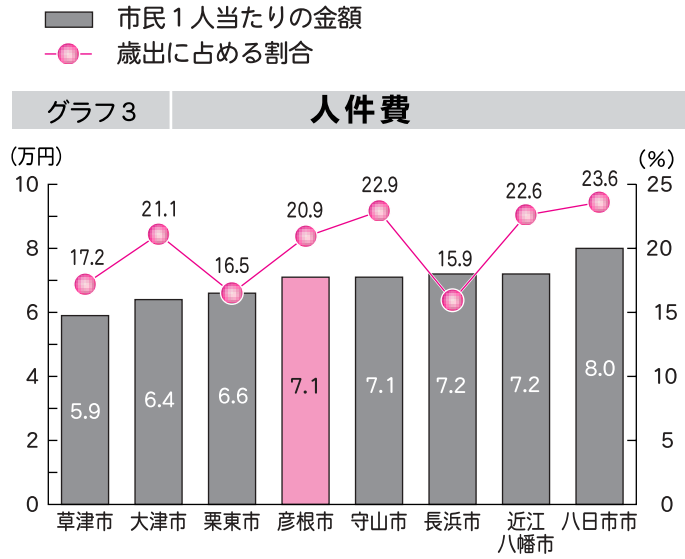
現在の彦根市は、収入が伸び悩むなかで、一方ではこうした義務的経費が増えるという状況にあります。義務的経費が増えるということは、その分自由に使うことのできるお金が減ることを意味します。このため、今後は、彦根市が独自の判断で行う事業について、見直しをかける必要があります。

これからは、市の事業を進めるに当たって、何を優先し、何を我慢するのかを考えなくてはならないのです。市民のニーズに応じて「あれも、これも」と事業を実施できた時代から、「あれか、これか」と事業を選択しなくてはならない時代になっています。

次回も、引き続き、歳出の状況についてお伝えします。

ご意見・ご提案をお寄せください
 団経営改革推進室または団財政課 FAX 024-1398番
 Eメール keikaikaku@city.hikone-shiga.jp
 macy.hikone-shiga.jp

義務的経費の状況・8市の比較(平成14年度)



市民1人当たりが負担する義務的経費

人件費 71,000円 (8市中5位)
 扶助費 38,000円 (8市中3位)
 公債費 39,000円 (8市中3位)

では、この義務的経費について、県内の他の市と比較してみるとどうでしょうか。

まず人件費ですが、市民1人当たりが負担している額は、県内8市中で5番目に多く、人口が同程度の草津市と比較すると約1万2千円多くなっています(グラフ3)。これは消防業務などについて、彦根市では直営方式で実施していることが要因の一つとして考えられます。また、扶助費、公債費については、市民1人当たりの負担額は、ともに8市中3番目の多い額となっています(グラフ4および5)。これらの経費の歳出全体に占める割合は、彦根市だ

「さしすせそ運動」の取り組み

平成15年度の行政改革の成果を報告します

彦根市では、市民と行政とが、適正な役割分担とパートナーシップを築き、市民の皆さんが、今まで以上に住みよいまち「彦根」を実現できる市政を運営していくため、平成13年度から平成17年度までを取組期間とする、彦根市行政改革大綱「さしすせそ運動」に基づく取り組みを進めながら、自己決定・自己責任の行財政システムへの転換を進めています。ここでは、平成15年度における、「さしすせそ運動」の主な取組結果の概要を報告します。

なお、国、地方を通じて、行財政の状況は、非常に厳しいなかに置かれています。このため今後は、行政システムを抜本的に見直すことが不可欠です。

また、これからは、市民と行政の役割分担（負担）をよりいっそう明確にし、相互理解のもとに協力、協働の行政システムづくりに努めていきます。

さ サービスの向上

市民サービスの向上を図るため、市民と行政の役割分担を明確にしながら効率的で効果的な市政運営に努める。

〈取り組み結果〉

- 全国住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働の供用開始により、住民基本台帳カードの交付および住民票写しの広域交付のサービスを開始しました。
- 入札参加資格申請の要領および諸様式を彦根市ホームページからダウンロードできるようにしました。



- 在住外国人の利便性の向上を図るため、健康管理関係、保険年金関係など、計58種の文書について、新たにポルトガル語併記の申請書を作成しました。また、英語版、ポルトガル語版の市内地図を作成しました。
- サービスの受益と負担の公平の確保を図るため、下水道使用料の改定を行いました（平均改定率9・8％）。また、消費税の端数処理を1円未満切り捨てに改定しました（水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料）。
- 口座振替済通知書を原則廃止しました。
- 市立病院で、待ち時間が長くなる場合に、テロップで待ち時間の周知を図りました。
- 国際交流サロンにコンピュータ3台を設置し、留学生や市民が活用できる環境の整備を行いました。
- 市民と行政との役割分担、行

し 市民参画の推進

情報の公開を通して情報の共有化を図るなど市民参画を促し、市民が主役のまちづくりを実践する。

〈取り組み結果〉

- 「広報ひこね」の充実を図るため、市長による政策に関する記事「紙上談話室」を8回掲載しました。
- 各種審議会等への公募委員の参画を進めました。平成15年度は、次の審議会等で公募を行いました。
- ・彦根市外国籍市民施策懇話会
- ・男女共同参画社会づくり広報誌かけはし編集委員



- ・彦根市男女共同参画フォーラム実行委員
- ・彦根市環境パートナー委員会
- ・彦根市高齢者保健福祉協議会
- ・彦根市公共下水道審議会
- 市民の自主活動を支援し、「住民自治」の高揚を図るため、ひこね市民活動センターの運営管理に要する費用を助成しました。

す スクラップ・アンド・ビルド※1

縮減という視点だけでなく、新たな行政需要に的確に対応し、時代を先取りする。

〈取り組み結果〉

- 財政運営の健全化を図るため、関係する各課が、使用料手数料、負担金等の納付について、電話や文書での催告、昼夜間の訪問徴収や特別徴収等による未納者対策を進めました。

せ 成果重視の市政運営

事務事業の執行においては、常に目標値を持ち、目標達成のために事務事業評価を行う。

〈取組結果〉

- 公有財産の取得および処分価格等の適正化を図るために「彦根市公有財産審議会」を設置しました。また、遊休地などの処分に向け、測量等の準備作業を行いました。
- 民間活力の導入等の点検として、老人ホームにおいて調理業務を民間委託しました。また、プラスチックごみ再生資源化事業について施設の建設、維持管理および運営を民間委託し平成15年10月から資源化業務を開始しました（資源化量329t）。



そ 総合的な市政運営

機能性や効率性の高い事務事業の執行を図るため、組織力を高めるとともに、計画的、一体的な取組を進める。

〈取組結果〉

- 総合的、機能的な体制整備を図るため、次のように組織機構を見直しました。
- ・納税推進室の新設（平成15年

- 4月
- ・男女共同参画センターの設置（平成15年10月）
- 新たな行政需要や権限委譲事務に対して、弾力的・効果的な市政運営を図るため、次のとおり事務分掌の見直しを行いました。
- ・有線放送電話事業の廃止（平成14年3月）
- ・彦根市勤労者青少年ホームと彦根市働く婦人の家の事業をひこね燦ばれすに集約し、その管理を彦根勤労福祉会館へ委託
- ・「ハートビル法」（※2）の改正による、認定書の受理・審査・命令に関する事務の開始
- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（※3）の改正による、指導、助言等の事務の開始

- 公共工事の効率化を進めるため、公共工事の10％のコスト縮減を目標に、横断的に取り組みました。
- 環境マネジメントシステム（ISO14001）（※4）の認証取得範囲を幼稚園、保育園、小・中学校に拡大しました。
- 他団体等との人的交流を進め、職員に専門的知識を習得させるため、次のとおり職員を派遣しました。
- ・滋賀県長期実施研修
- ・米国アナーバー市姉妹都市
- ・本市と犬上郡3町の職員による政策法務研修
- 行政改革に関するお問い合わせ
 総務課 ☎ 1411 番内
 線 447 番、FAX ☎ 1398 番

語句説明

- ※1 スクラップ・アンド・ビルド(Scrap And Build)
古い組織や制度の解体や廃業(スクラップ)と、新しい組織や制度の建設(ビルド)

※2 ハートビル法

高齢者や障害のある人が、円滑に利用できる建築物の建築を促進し、誰もが快適に暮らせるまちづくりに寄与することを目的とした法律のこと。この法律では、デパートやホテルなど、不特定かつ多数の人が利用する建築物を建てる際には、建物の出入口、階段、トイレなどについて、高齢者や障害のある人が、安心して気持ちよく利用できるようにするよう努めなければならないとされている。

※3 エネルギー使用の合理化に関する法律

エネルギーを大量に使用する工場（エネルギー管理指定工場）に対して、燃料や電気の使用状況の定期報告義務などを課し、また家電や自動車の製造者には、それぞれの機器分野で省エネ努力を求める法律のこと。

※4 環境マネジメントシステム

環境を良好に維持し、継続的に改善していく「しくみ」。ISO(国際標準化機構)14001として規格化されている。環境配慮に関する仕事の手順のこと。



「中山間地域等直接支払制度」とは、農地には、農産物を収穫するだけでなく、堤防の役割をして洪水を防ぐなどいろいろな働きがあります。

河川の上流にある中山間地域で耕作をやめてしまった土地が増えると、洪水や土壌浸食などにより、下流域の多くの住民の生命や財産に影響が出るおそれがあります。

こうした地域は、平地に比べて農業をするには不利な地域です。そのため、農業生産活動を維持して、農地のさまざまな機能を保全することを目的に、中山間地域で農業を営む人たちに交付金を交付しています。

制度の概要	
対象地域	鳥居本地区
対象農用地	1ヘクタール以上のまとまりのある農業振興地域の農用地であって、その傾斜が100分の1以上20分の1未満（緩傾斜地）である地区。善谷町、中山町中山、莊厳寺町、仏生寺町を指定しています。
交付金単価	10アール当たり8千円（田で、緩傾斜地のとき）

山間部の農地の維持のために市では、平成12年度に「中山間地域等直接支払彦根市基本方針」を策定しました。平成13年度には善谷町の農家の皆さんが集落協定を締結し、市が認定しました。協定に参加した人々たちにより、平成16年度まで直接支払制度に基づいて農地が維持されることになりました。

また、耕作放棄の防止に向け、さまざまな活動をされています。

○農用地の保全管理 農道・水路の共同での定期清掃・簡易補修、草刈り作業

○多面的機能の増進 景観作物としてのコスモスの作付け

○生産性・収益性の向上 山間部に合ったワラビやフキを作付けするなど、高付加価値型農業の推進

問い合わせ先 圃農政課 ☎ ②1411 番内線 316 番、FAX ②1398 番

都市計画区域の用途地域が変更されました

市都市計画課

平成15年度から、都市計画区域の用途地域の見直し作業を進めてきましたが、5月14日付けで次の区域で用途地域が変更さ

れました。なお、詳細は都市計画課で用途地域図をご覧ください。

都市計画を変更する土地の区域
▼松原町字弁天前 ▼松原町字石持 ▼馬場一丁目の一部 ▼城町一丁目 ▼本町一丁目 ▼本町二丁目 ▼本町三丁目 ▼中央町の一部 ▼立花町 ▼佐和町の一部 ▼京町三丁目の一部 ▼西沼波町字檜物町 ▼地蔵町字十九 ▼小泉町字上手口 ▼竹ヶ鼻町字畑ヶ田 ▼高宮町字西川原 ▼八坂町字上八神の一部 ▼八坂町字下八神の一部 ▼新海町字七ノ割の一部
問い合わせ先 圃都市計画課 ☎ ②1411 番内線 254 番、FAX ②8517 番

あなたの個人情報を守る
個人情報保護制度

市総務課

彦根市では、市民の皆さんの権利・利益を保護し、公正で適正な行政運営を図るため、平成15年8月から、「彦根市個人情報保護条例」を施行しています。この条例は、市が保有する個人情報の適正な取り扱いに関する必要な事項を定めたもので、本人からの請求による自己の個人情報の開示の手続きなどにつ

いて規定し、市民の皆さんが安心できるようにするものです。

この条例に基づいて、彦根市に個人情報がある人ならだれでも、自身の情報について、開示請求などを行うことができます。平成15年度中には、3件の開示請求がありました。

今後とも、市が保有する個人情報等を的確に管理し、公正で適正な行政の推進に努めます。

問い合わせ先 圃総務課 ☎ ②1411 番内線 447 番、FAX ②1398 番

情報公開制度をご利用ください

市総務課

彦根市では、市民の皆さんの市政への参加を促進し、より開かれた市政を実現するため、平成9年4月から「彦根市情報公開条例」に基づく公文書の公開をしています。平成15年6月には、全面改正した新しい「彦根市情報公開条例」を施行しました。

平成15年度中には、市民会館の設計図や都市計画道路「稲枝停車場線」の決算書、彦根市公



共下水道台帳図面・調書の書類など、11件の公開請求と、82件の行政資料の複写（有料）申し込みがありました。

情報公開制度では、国内外個人・法人・任意団体などを問わずだれでも公文書の公開を請求することができます。

今後とも積極的な公文書の公開に努め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進を図っていきます。

問い合わせ先 圃総務課 ☎ ②1411 番内線 447 番、FAX ②1398 番

市県民税の税制改正
ホームページでもお知らせしています

市税務課

平成16年度の個人の市県民税の税制改正について、一部を「広報ひこね」5月1日号でお知らせしました。その詳細については、彦根市ホームページ（http://www.city.hikone.shiga.jp）でお知らせしています。

また、ホームページに掲載した内容と同じ説明文を用意していますので、お問い合わせください。

問い合わせ先 圃税務課市民税係 ☎ ②1411 番内線 206 番、FAX ②1398 番

私自身もコロニア（移住地）育ちで、1世の人たちと20年間共に生活してきたので、こうした言葉をよく耳にしたものです。

◆日本に住むブラジル人では

こうした現象は、不思議なことに日本でもみられます。在日ブラジル人が仲間同士で話しているとき、よく日本語の単語が混ざっています。「QUERO FAZER UM 保険 NOVO（新しい保険証を作りたい）」とか、「AGORA ESTOU NO 市役所（今、市役所にいます）」あるいは、「VOU DE 電車（電車で行きます）」といった具合です。

このような会話を交わしながら、徐々に日本語が話せるようになっていただきたいと思います。

日本に生活するブラジル人は、日本人との交流を望んでいます。言葉の壁が厚すぎてなかなか思うようにはいきません。心の中では少し寂しいと感じているに違いありません。

◆ブラジルでの日本語の普及

1980年代には、ブラジル全体で日本語ブームが始まり、地方には日本語普及センターが整備されました。日系人社会にとっては貴重な出来事で、新世代の人々への日本語教育に非常に大きな影響を与えました。また、ブラジル人の生徒も徐々に増え、いろいろなタイプの教室が設けられました。中には幼稚園のクラスもでき、日系人だけではなく、非日系人の子どもたちもいっしょに日本語の勉強をしています。

日本政府の援助もあって、今でもブラジルでは日本語の普及が続いています。公立大学には日本語学科があり、大勢の学生が在籍しています。その中には日本に留学したり、研修に訪れたりする人たちもたくさんいます。彼らは、ブラジルに帰国後、学習した成果を両国のために役立てたいと願い、お互いの国の掛け橋になれる仕事につくことに誇りを感じているのです。

日本とブラジル。この両国は、私の心の中だけではなく、お互いに太い絆で結ばれているように思います。（彦根市国際交流員 田尾ロザーネ）

◆4日間コース◆

日 時 7月20日(火)～同23日(金)
10:00～12:00、13:15～15:15
受講料 40,000円(テキスト代を含む)

◆5日間コース◆

日 時 7月26日(月)～同30日(金)
10:00～12:00、13:15～15:15
受講料 45,000円(テキスト代を含む)
申込期限 7月9日(金) (3コースとも)
申込・問い合わせ先 ミシガン州立大学連合日本センター (松原町) ☎26-3400

についてのディスカッションを通じて総合的な表現力の向上を目指します。

◆9日間コース◆

日 時 7月20日(火)～同30日(金) (平日のみ)
10:00～12:00、13:15～15:15
受講料 80,000円(テキスト代を含む)



第7回 ブラジルの中の日本語

◆梅雨の季節ですね

皆さん、ご機嫌いかがですか。雨の日が続いて外出ができないときには、どのようにお過ごしでしょうか。私は、図書館で借りてきた本を子どもたちと読むのが大好きです。日本の絵本や紙芝居は、子どもたちを引きつける楽しい絵が多くて、夢がありますね。

◆日系人社会と言葉

さて、今回はまず、ブラジルの日系人社会とそこで使われている言葉についてお話しします。

現在ブラジルでは、移民者である1世のほか、現地で生まれた子どもや孫、ひ孫の世代までの4世代が共に暮らしています。世代を重ねるごとに、だんだん日本語から離れていくのは仕方のないことですが、日系人社会の中では、一般に「コロニア語」（正式に学問的に定義されたものではありません。）と名づけられた新しい言語コミュニケーションが生まれ、世代間の掛け橋として活躍しています。

「○○さんの家はPONTE（=橋）を渡って2軒目ですよ!」とか、「うちの息子は、昨日NOVO（=新しい）の車を買いました。」「このDOCE（=甘いお菓子）はおいしいですよ。」といった具合です。いずれも、日本語を話す1世が2世たちに話すときによく使います。自分で身につけたポルトガル語を駆使して、新世代の人たちとコミュニケーションを持とうという気持ちがよく表れています。

—— ミシガン州立大学連合日本センター ——

2004夏学期短期集中英語プログラム

経験豊富なネイティブの教官が、スピーキング・リスニング・リーディング・文法を統合した実践的な英語の指導と、アメリカの文化や社会事情などのタイムリーな情報の紹介をします。

初級者クラスは日常会話能力の習得を、中・上級者クラスは時事問題など

市立病院 看護師を随時募集します

募 集 人 員 5人
採用予定日 随時
受 験 資 格 昭和39年4月2日以降に生まれ、保健師助産師看護師法による保健師、助産師または看護師の免許を有する人で、交代勤務ができる人
受 付 期 間 7月30日(金)までの8:30~17:15(土・日曜日、祝日を除く)
試 験 日 随時
問い合わせ先 市立病院総務課 ☎22-6050(内線3516)

滋賀県レイカディア大学 第27期学生

レイカディア大学とは、高齢者の皆さんが新しい知識や教養技術を身につけ地域のリーダーとなるための生涯学習の場です。学習内容 人間理解・郷土理解・社会参加・学校行事の必修講座と園芸・陶芸・文芸・生活科学・スポーツレクリエーション

の選択講座(会場次の2校から選択) ◆米原校(坂田郡米原町下多良2-137 県立文化産業交流会館内) ◆草津校(草津市笠山七丁目8-138 團長寿社会福祉センター内)〈学習期間〉10月から2年間 〈応募資格〉県内在住で昭和19年10月1日以前に生まれたい人 〈授業料〉年間12,000円 ※このほかに教材費などが必要で、〈応募期限〉7月20

♪茶の実人形を 送ってあげた 人がまた来る またおいで♪ 「茶の実人形」創作教室

彦根ばやしに歌われた茶の実人形を作りませんか。今や幻となった茶の実人形を復活させ、広く皆さんに知ってもらうため、創作教室を開催します。

日時 土曜日コース 6月26日(土)、7月3日(土)
日曜日コース 6月27日(日)、7月4日(日)
13:30~16:30

場 所 彦根商工会議所
講 師 坂本皆枝さん(現代工芸美術家協会近畿会会員)
参加費 500円(材料費など)
定 員 20人(先着順)
申込期限 6月25日(金)
申込方法・問い合わせ先 所定の申込書に参加費を添え彦根みやげ品研究会(中央町3-8 彦根商工会議所内) ☎22-4551、FAX26-2730へ



日(火)〈申込方法・問い合わせ先〉応募用紙(福祉保健センター12階、支所・各出張所、各地区公民館にあります)に必要事項を書いて、(福祉保健センター2階) ☎29660番、FAX ☎17768番へ

赤十字幼児安全法講習会

〈内容〉日常生活のなかで子どもに起きやすい事故の予防と手当、子どもの病気と看病の仕方など 〈対象〉15歳以上の人 〈日時〉7月14日(水)~同16日(金) いずれも午前10時~午後4時 〈場所〉彦根市民会館 〈受講料〉1,000円(教材費) 〈持ち物〉筆記具、昼食、運動しやすい服装 〈定員〉20人(先着順) 〈申込・問い合わせ先〉日本赤十字社滋賀県支部 ☎077-1522-6758番

「ひこね文芸」第23号 掲載作品

〈募集部門・規定〉短歌(1人3首、便せんまたはB5判用紙、俳句(1人5句、同)、川柳(1人5句、同)、冠句(題「張りきって」枯れ落葉「不況風」合わせて1人5句、同)、詩

学校開放講座

彦根東高等学校
花と親しむ
フラワールンジメント教室

〈対象〉県内に在住・在勤の人 〈日時〉7月17日(土)~8月7日(土)の毎週土曜日(全4回)の午後1時~同3時30分 〈内容〉いろいろな器を使って、フラワールンジメントの様々な形を学びます 〈場所〉彦根東高等学校(金亀町) 〈受講料〉3,000円 〈教材費〉毎回1,000円~1,500円 〈定員〉25人(定員になりしだい締め切り) 〈申込期間〉6月16日(水)~同30日(水)

甲良養護学校

障害のある子どもたちと関わるための
ボランティア講座

(土・日曜日は除く) 〈申込方法〉問い合わせ先 ☎電話で同校総務課 ☎24800番へ

〈対象〉県内に在住・在勤の人 〈日時〉7月24日、8月7日、同28日、9月11日、同25日(すべて土曜日・全5回)の午前9時30分~同11時30分 〈内容〉障害のある子どもたちとボランティアとしてかわるときに必要な、障害についての基本的な知識と支援方法について学びます 〈場所〉甲良養護学校(犬上郡甲

良町) 〈受講料〉2,000円 〈定員〉30人(定員になりしだい締め切り) 〈申込期限〉7月16日(金) 〈申込方法・問い合わせ先〉住所・名前・電話番号を書き、はがきかファクスで同校開放講座運営委員会(〒522-0252 犬上郡甲良町金屋1-79 ☎ ☎4880番、FAX ☎4885番へ

甲種防火管理者 資格取得講習会

〈日時〉7月14日(水)~同15日(木)の午前9時~午後4時 〈場所〉消防本部(西今町) 〈受講料〉5,000円(テキスト代を含む) 〈定員〉72人(先着順) 〈申込期間〉6月21日(月)~同25日(金)の午前8時30分~午後5時15分(定員になりしだい締め切ります) 〈申込・問い合わせ先〉消防本部予防課 ☎20332番、消防署南分署 ☎45670番、消防署北分署 ☎230119番、消防署犬上分署 ☎33130番

青年リーダーLOF研修

LOFは、Lots Of Fun(たくさん楽しむこと)の頭文字です。「自分が住んでいる地域を楽しくしたい」「毎日をもっと面白

「障害児サマーホリデーサービス」 ボランティアを募集します

「障害児サマーホリデーサービス」は、市内に住む小学生以上の障害児が、夏休みを楽しく、有意義に過ごせるよう実施するものです。この活動で、子どもたちを支援していただくボランティアを募集します。
期間 7月22日(木)~8月10日(火)、8月18日(水)~同25日(水)のうちの平日20日間で、9:30~15:15
※1日のみの体験参加も可
場所 甲良養護学校(犬上郡甲良町)、盲学校(西今町)など
内容 参加児童の保育・介助
応募条件 障害のある児童の保育に関心と熱意のある人(原則15

歳以上)
説明会 7月10日(日)13:30~15:30に福祉保健センターで開催します
申込期間 6月25日(金)までの8:30~17:15(土・日曜日は除く)
その他 3日以上参加する場合は、交通費などの一部に補助があります
申込・問い合わせ先 障害福祉課(平田町・障害者福祉センター内) ☎27-9981、FAX26-1767、E-mail: shogaifukushi@ma-city.hikone.shiga.jp

く暮らしたい」と思っているあなた、仲間といっしょに「やってみよう」ことを形にしませんか。昨年までとはスタイルを一新して、活動の内容や計画、準備、実施をメンバーの創意工夫で実行していきます。互いに思いや考えを出し合いながら活動を創りあげ、仲間とやり遂げる喜びを味わいましょう。

〈参加資格〉15歳~30歳の市内に在住、在勤、在学の人(中学生を除く) 〈1回目内容〉▼内容を仲間づくりレクリエーション(プロジェクト・アドベンチャー体験) ▼日時 7月4日(日)午前10時~午後4時 ▼場所 團荒神山少年自然の家 ※2回目以降は、キャンプ・創作活動ボランティア体験などを2か月に1回程度行います 〈申込・問い合わせ先〉市教育委員会青少年課 ☎247971番、FAX ☎29190番へ

介護・保・険・ニ・ュ・ー・ス

ケアハウス(軽費老人ホーム) 「きなりの郷」が開設されます

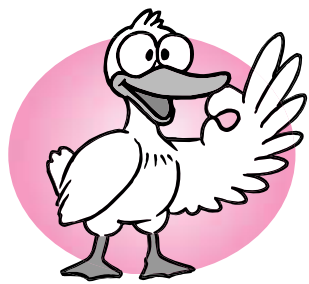
所在地 稲枝町27-1
開設される日(入居できる日) 9月1日(水)
入居可能人数 50人(うち2人部屋3室)
入居資格 60歳以上で自立した生活ができる人(夫婦のときは、どちらかが60歳以上であること)
サービスの内容 食事・入浴・緊急時の対応など
併設施設 デイサービスセンターきなり(定員20人)

モデルルームを公開します

公開日 6月20日(日)、同27日(日) 10:00~17:00(公共交通機関を利用してください)
申込・問い合わせ先 社会福祉法人 稲朋会 ☎・FAX43-2431

(1人1編、縦書きの400字詰め原稿用紙2枚以内)、随筆・評論(1人1編、同3~5枚) 小説(1人1編、同5~7枚) ※部門ごとに用紙を改め、部門名・住所・氏名(ふりがな)・電話番号を各用紙に書いてください。また、封筒にも部門名を明記してください。 ※いずれも未発表のものに限ります ※応募原稿は返却しません ※募集要項は、市立図書館、各地区公民館、市民会館、ひこね市文化プラザ、みずほ文化センター、高宮地域文化センター、彦根城

博物館、広野会館、東山会館、支所・各出張所にあります。よく読んで応募してください 〈応募資格〉市内か近隣町に在住の人、または市内の文芸団体に所属する人(応募に際して彦根文芸協会に入会していただきます) 〈投稿料〉1部門1,000円 〈締切日〉7月31日(土) 〈郵送の場合は当日消印有効〉 〈投稿先〉市立図書館内「彦根文芸協会」(〒522-0001 尾末町8-1) 〈問い合わせ先〉彦根文芸協会会長 青木十九郎 ☎291184番



手続きはお済みですか

福祉医療費受給券 福祉助成券の更新申請

現在お使いいただいている福祉医療費受給券、重度心身障害老人等福祉助成券は、8月1日(日)から新しいものに変わります。

これらの交付を受けている人には、更新の手続きに必要な書類をお送りしています。(乳幼児は除く。)

まだ手続きをされていない人は、申請書に必要事項を

記入して、**㊥**保険年金課へ提出してください。提出されないと、新しい受給券等の発行が一時保留されますのでご注意ください。

なお、市の医療助成制度は、次のとおりです。該当すると思われる人は、**㊥**保険年金課**☎22-1411** (内線136)へお問い合わせください。

		対 象 と な る 人	申 請 に 必 要 な も の	所得制限の有無(根拠)
乳 幼 児		通院：4歳未満の乳幼児 入院：就学前までの乳幼児	健康保険証、印鑑、母子健康手帳	なし
重度心身障害者(児) (0～64歳)		身体障害者手帳1～3級の人 知的障害が重度(療育手帳AまたはA [〃])の人 特別児童扶養手当支給対象児童で障害の程度が1級の人	健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳または特別児童扶養手当証書	あり(本人＝障害基礎年金全部支給停止所得制限限度額)
重度精神障害者(児) (0～64歳) 通院医療費助成		精神障害者保健福祉手帳が1級か、同手帳2級かつ身体障害者手帳3級で、精神障害者通院医療費公費負担の適用を受けている人(精神障害治療のための通院のみ対象)	健康保険証、印鑑、精神障害者保健福祉手帳、(必要に応じて)身体障害者手帳	あり(本人＝老齢福祉年金所得制限限度額、 配偶者と扶養義務者 ＝老齢福祉年金全部支給停止所得制限限度額)
老(65～69歳)人	低所得者	市民税を課せられている人がいない世帯に属する人	健康保険証、印鑑	あり(世帯全員＝市民税非課税)
	心身障害者	知的障害が中度(療育手帳B [〃])の人 身体障害者手帳4級の人	健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳	あり(本人＝障害基礎年金全部支給停止所得制限限度額)
母 子 家 庭		配偶者のない女子が、18歳未満の児童を現に扶養しているときの母と児童	健康保険証、児童扶養手当認定通知書等、印鑑	あり(本人＝遺族基礎年金全部支給停止所得制限限度額)
父 子 家 庭		配偶者のない男子が、18歳未満の児童を現に扶養しているときの父と児童	健康保険証、印鑑 (父子家庭証明書が必要)	あり(本人、 扶養義務者 ＝遺族基礎年金全部支給停止所得制限限度額)
ひとり暮らし寡婦		配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として18歳未満の児童を扶養していたことのある人で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後もその状態が継続する65歳未満の人	健康保険証、印鑑 (ひとり暮らし寡婦申立書が必要)	あり(本人＝老齢福祉年金所得制限限度額、 扶養義務者 ＝老齢福祉年金全部支給停止所得制限限度額)
ひとり暮らし高齢寡婦		配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として18歳未満の児童を扶養していたことのある人で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後もその状態が継続する65～69歳の人	健康保険証、印鑑 (ひとり暮らし高齢寡婦申立書が必要)	あり(本人＝老齢福祉年金所得制限限度額、 扶養義務者 ＝老齢福祉年金全部支給停止所得制限限度額)
重度心身障害等老人 (65歳以上)		老人保健該当者で、身体障害者手帳1～3級の人 知的障害が重度(療育手帳AまたはA [〃])の人	健康保険証、印鑑、老人保健医療受給者証、身体障害者手帳または療育手帳	あり(本人＝障害基礎年金全部支給停止所得制限限度額)
重度精神障害老人 (65歳以上) 通院医療費助成		精神障害者保健福祉手帳が1級か、同手帳2級かつ身体障害者手帳3級で、精神障害者通院医療費公費負担の適用を受けている人(精神障害治療のための通院のみ対象)	健康保険証、印鑑、精神障害者保健福祉手帳、老人保健医療受給者証(必要に応じて)身体障害者手帳	あり(本人＝老齢福祉年金所得制限限度額、 配偶者と扶養義務者 ＝老齢福祉年金全部支給停止所得制限限度額)

※彦根市で所得が把握できない場合は、前住所地などでの所得証明書が必要です。
(乳幼児の申請では不要です。)

※乳幼児のうち4歳以上で就学前の子どもの入院については、保険点数の分かる領収書を添えて、**㊥**保険年金課、支所・各出張所で申請すると、支払った金額のうち、自己負担金や附加給付金を除いた額を後

で払い戻します。

※現在、乳幼児福祉医療費の受給券を持っている人のうち、上の表中の「重度心身障害児」に該当する場合や、既に母または父が母子・父子家庭の福祉医療費受給券を持っている場合は、申請により重度心身障害者・母子家庭・父子家庭の医療費助成を受けることができます。(自己負担がなくなります。)

こちら健康情報局

No. 29

◆禁煙失敗はニコチンのせい

平成15年5月1日に「健康増進法」が施行されて以来、公共施設や交通機関など、人が集まる場所での禁煙の取り組みが進んでいます。このような社会背景から、禁煙に関心を持つたり、禁煙にチャレンジしたりした人も多いのではないのでしょうか？
それでもほとんどの人が禁煙に失敗するのは、その人の意志の問題ではありません。たばこに含まれているニコチンに強い「依存性」があり、禁煙をじやましていることは、科学的にも明らかです。禁煙には、コツがあります。禁煙成功へのポイントを知って、ぜひ、禁煙にチャレンジしてみてください。

禁煙を成功させるコツ

㊥健康管理課 保健師

堤 麻子

◆まずは禁煙の準備から
禁煙は、思い立ってから、すぐに始めないほうがうまくいきます。まず、たばこや灰皿を片付けるなど、身の回りの準備のために最低1～2週間の期間を設けましょう。禁煙開始日は、飲酒の機会やストレスが多くなる時期を避けて設定しましょう。

◆たばこ切れの症状を乗り切るコツ

禁煙してみると、たばこが吸いたい、イライラするなどの症状が現れてきます。これは体からニコチンが抜けていくときにみられる離脱症状です。この症状は、禁煙開始から3日以内にピークを迎え、普通1週間、長くて2～3週間で消失します。この時期をどう過ごすかがとても大切になります。離脱症状が出てきたら、歯みがきや深呼吸をする、水を飲む、軽い運

動をする、糖分の少ないガムをかむなどして乗り切りましょう。また、たばこを吸う人の周囲に近づかないことや、飲酒・コーヒーを飲むなどのたばこが吸いたくなる機会を減らすことも大切です。薬局で販売されているニコチンガムや、医療機関で処方されるニコパッチなど、禁煙を補助するための医薬品を積極的に利用することも一つです。この場合は、医師や薬剤師の指導のもとで正しく使います。

もし禁煙中にたばこを吸ってしまったても、あきらめずにその経験を次の禁煙に生かしましょう。禁煙に成功した人の多くは、成功までに平均3～4回の禁煙の経験があります。まずは「たばこを吸わない毎日」に慣れるための練習から取り組んでいるのだ」と考えましょう。

らくらく禁煙相談

彦根市では禁煙希望者に対して呼気中の一酸化炭素濃度や尿中のニコチン検査、禁煙にむけてのアドバイスを行う禁煙サポートを行っています。詳しくは、**㊥健康管理課☎240816**までお問い合わせください。

7月1日から 市立病院の初診は「紹介状」持参で



市立病院は、専門性の高い検査や、入院を必要とする治療などを、地域のなかで担っていくことを目指しています。そのためには、地域の診療所などと連携し、役割を分担することが重要です。普段の健康管理や、比較的軽い安定した病気の治療などは、診療所など地域の医療機関が受け持ち、高度で専門的な診療を市立病院が行うことで、全体として質の高い医療が提供できるのです。

こうした連携をするときに、市立病院と診療所を結ぶのが、「紹介状」です。市立病院に初診でかかるときは、ぜひ紹介状を持って受診してください。

なお、各診療受付時間は、予約診療と救急を除いて、8:30～11:00です。
問い合わせ先 市立病院医事課**☎22-6050** (内線1252)



行 事 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
彦根市ファミリー・サポート・センター 提供会員入会説明会	6月18日(金) 10:00～11:00 14:00～15:00	彦根市男女共同参画センター ウ ィ ズ (平田町・旧働く婦人の家)	ファミリー・サポート・センターは、地域で育児や介護の援助をしたい人と受けたい人が会員となって助け合う有料の会員組織です ☎ファミリー・サポート・センター☎24-3920 (FAX共用)
オ ス ト メ イ ト 社会適応訓練講習会	6月19日(土) 13:30～16:00	大津市立障害者福祉センター (大津市におの浜四丁目)	内 容：人工肛門・人工ぼうこうの日常生活での注意事項、排尿障害とその対策、日常の悩み事相談など (社)日本オストミー協会滋賀県支部事務局☎077-527-5516
彦 根 城 樹 木 ウ オ ッ チ ン グ	6月26日(土) 9:00～12:00	彦 根 城 (8:45までに桜場駐車場に集合)	参加費：100円(傷害保険料)※入山料は無料です 持ち物：筆記用具、軍手、タオルなど 渡辺方☎28-3867 (18:00～20:00)
野鳥の森自然観察会	6月27日(日) 9:00～12:00	多 賀 町 ・ 野 鳥 の 森 (野鳥の森 ビジターセンターに集合)	内 容：野鳥の森の昆虫と植物・野草のしおりを作ろう！ 対 象：子どもから大人まで 持ち物：筆記具、雨具 参加費：無料 材料費：100円 野鳥の森ビジターセンター☎48-0121
ワ ー ル ド の 集 い ～VOICE彦根からのメッセージ～	6月27日(日) 13:00～16:00	ビ バ シ テ ィ 彦 根 2 階 ビバシティホール	内 容：大草原の調べ ～馬頭琴(ばとうきん)～ 外国人による日本語劇と各国パフォーマンス 出場者と来場者の交流タイム 入場料：無料 ひこね国際交流会VOICE☎23-5517 (丹下方、FAX共用)
楽しいおはなしと たなばたのつどい	7月3日(土) 14:00～	市 立 図 書 館 ☎22-0649	内 容：紙芝居…たなばたの紙芝居 パネルシアター…「ピーちゃんにじにのる」 たなばたかざり…はさみ・のりを持ってきてください 参加費：無料 出 演：ひこね児童図書研究グループ
絵 本 を た の し む つ ど い	7月10日(土) 14:00～		内 容：ブックトーク…本の紹介をしながら絵本を読みます 参加費：無料 出 演：ひこね児童図書研究グループ
子 育 て 講 演 会	7月10日(土) 14:00～16:00	ひ こ ね 市 文 化 プ ラ ザ メ ッ セ ホ ー ル	テーマ：プロが話す虫歯予防の秘訣(ひけつ) 講 師：井上英二さん(圓大津健康福祉センター健康福祉推進課長、歯科医師) 参加費：無料 申込が必要です※託児希望者は申込時にその旨お伝えください 彦根乳児保育所☎22-5768



相 談 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
こ こ ろ の 健 康 相 談 一 般 相 談	6月22日(火) 13:30～16:30	彦 根 保 健 所 ☎22-1770	こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします(予約制)
ア ル コ ー ル 相 談	6月24日(木) 14:00～16:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます(予約制)
こ こ ろ の 健 康 相 談 老 人 性 痴 呆 相 談	7月2日(金) 13:30～16:30	ひ こ ね 燦 ぱ れ す	痴呆の有無や程度、医療の必要性や、老人性痴呆への対応方法の指導などをします(予約制)
法 律 相 談	7月2日(金) 18:30～20:30		電話による予約制(受付は、6月25日(金)午前8:30から先着3人) 相談料：1回1,000円(相談日当日にお支払いください) ひこね燦ぱれす☎26-7272
ひとり親家庭よろず相談	7月5日(月) 13:00～15:00	福 祉 保 健 セ ン タ ー 別 館 音 楽 室 (旧・勤労青少年ホーム)	予約制(受付は、6月21日(月)午前8:30から先着4人) 相談料：1回500円(相談日当日にお支払いください) 彦根市社会福祉協議会☎22-2821 (市内在住者に限ります)
	毎 日 10:00～22:00	(電 話 に よ る 相 談)	母子家庭、父子家庭の生活や子育てについての悩みや相談に、専門の相談員が応じます のぞみ相談室☎21-1080
消 費 生 活 相 談	毎週月～金曜日 (祝日は除く) 9:00～16:00	☎生活環境課(市役所1階)	悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、身近な消費生活や契約にかかわるトラブルに関する相談 ☎生活環境課☎22-1411 (内線173)

在宅介護支援センター「かがやき」が外町129-2(国道8号外町交差点付近)に移転しました。
電話・ファクスは、これまでどおり(☎21-6261、FAX21-1116)です。

子どもセンター 夏休みの催しあれこれ



行事名・日時・内容・対象・定員・受講料 表のとおり
申込期間 6月26日(土)～7月11日(日)
8:30～17:00
場 所 子どもセンター
申込方法・問い合わせ先 申込用紙(子どもセンター窓口にあります)
必要事項を書いて、受講料を添え、同センター☎28-3645 (FAX共用)へ。
※それぞれ先着順に受け付け、定員になりしだい締め切ります。
※休館日(6月28日(月)、7月5日(月))は受け付けられません。
※電話での申し込みはできません。

行 事 名	日 時	内 容	対 象 ・ 定 員	受 講 料
子ども自己探検教室 「すけっちスケッチ」	7月28日(水) 9:30～16:00	建物や風景をスケッチします	小学4～6年生 20人	1人 500円
天体望遠鏡講座 「自作望遠鏡で月を見よう!!」	7月31日(土) 9:30～21:00 悪天候のときは 17:00ごろに終了	工作キット「40mm屈折式望遠鏡」をひと工夫しながら自作し、実際に天体観望をします	小・中学生と 保護者 18人	1組 2,800円
子ども工作道場 「ライトスタンドづくり」	8月1日(日) 9:30～15:00	自分で工夫しながら、オリジナルライトスタンドを完成させて、工作の楽しさ・喜びを味わいます	小学4～6年生 18人	1人 800円



動く図書館

たちばな号

巡回日程【7月前半】 市立図書館☎22-0649
FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時 間
1日(木)	宮田町山田神社	11:00
	J A 鳥居本高根団地	13:20
	小野こまち会館	14:10
		15:00
2日(金)	太東山会館	13:20
	湖上平団地堤医院前	14:10 15:00
6日(火)	葛籠町公民館	13:30
	高宮地域文化センター	14:20
	B S アパート2号棟	15:10
7日(水)	清崎町ぼんぼ	13:20
	川瀬馬場町J A本店前	14:10
	河瀬地区公民館	15:00
8日(木)	多景保育園横町	13:20
	長曾根	14:10
	彦根ニュータウン中央部	15:00
9日(金)	檜昭公民館	13:30
	広野会館	14:20 15:10
13日(火)	鳥居本地区公民館	11:00
	小泉町百貨卸センター駐車場(東側)	13:20
	東沼波町秋葉神社	14:10
	旭森地区公民館	15:00
14日(水)	農協福満種子センター	13:20
	滋賀観光バス彦根営業所	14:10
	オーミ緑化造園	15:00

※駐車場での駐車時間は、30～40分間です。

図書館休館日	5日(月)、12日(月)
7月前半	



し尿収集予定日 7月前半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

※臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)

※収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。



1日(木)	幸、松原一丁目、松原二丁目、松原(四ッ川)、安清、芹、外、野田山、正法寺、地藏、平田(大沢)、西今、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、銀座、中央(第1・4部)、芹橋一丁目、芹橋二丁目(河原二丁目の一部を含む)、三津屋
2日(金)	原(原西団地)、西沼波(東部)、和田、外、里根、野田山、正法寺、地藏、芹橋一丁目、芹橋二丁目(河原二丁目の一部を含む)、西今、三津屋
5日(月)	山之脇、芹川、幸、戸賀、小泉、西今、宇尾、野瀬、開出今、三津屋
6日(火)	幸、開出今蔵の町団地、八坂東団地、三津屋、芹川、大藪、馬場一丁目、馬場二丁目、長曾根、西今、開出今、須越
7日(水)	開出今蔵の町団地、八坂東団地、後三条(下)、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、池州、宇尾、開出今、須越、海瀬
8日(木)	開出今団地(第1部)、後三条(下)、中央(第2・第3部)、中藪一丁目、中藪二丁目、中藪、長曾根南、宇尾、甘呂、八坂
9日(金)	後三条(下)、立花、金亀、尾末、平田(大沢を除く)、宇尾、竹ヶ鼻、甘呂、八坂、開出今団地(第3部)、八坂北
12日(月)	後三条(下)、佐和、大東、旭、船、立花、平田(大沢を除く)、亀山地区、稲部(稲部)、金沢(金沢団地)、肥田(西肥田)
13日(火)	佐和、立花、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、錦(第1部)、後三条(上)、橋向、平田(大沢を除く)、亀山地区、出路、田原、稲部(稲部)、金沢(金沢団地)、肥田(西肥田)
14日(水)	大橋、芹中、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、後三条(上)、日夏、亀山地区、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、肥田(西肥田)



健康管理だより

☒健康管理課

(平田町・福祉保健センター1階)

☎24-0816

FAX24-5870



けんこう相談

●保健師による相談

(9:30～11:00)

7月2日(火) 福祉保健センター

※痴呆相談(予約制)

7月6日(火) 老人福祉センター

7月9日(金) 福祉保健センター

7月13日(火) ハピネスひこね(馬場1丁目)

7月16日(金) 福祉保健センター

7月27日(火) 広野会館

7月28日(水) 稲枝地区公民館

※上記の日程以外にも、☒健康管理課では電話での相談を随時行っています。

●栄養士による相談

☆治療中の病気のある人は、主治医の許可が必要です。

(9:00～11:50)(予約制)

7月12日(月) 福祉保健センター

7月23日(金) 福祉保健センター

赤ちゃんサロン

☆母子健康手帳をお持ちください。

日時 7月6日(火) 9:45～11:30
(受付は9:30～9:45)

場所 福祉保健センター

対象 2～3か月児とその保護者

内容 子育てに関する情報交換や、友達づくり

がん検診

☆事前に☒健康管理課へ電話またはファクスで申し込んでください。
☎24-0816、FAX24-5870

☆彦根市が実施する各がん検診の受診回数は、年間1人1回です。

ー胃がん・大腸がんセットー

どちらか一方だけの検診も受けられます

日時(定員)・場所

7月14日(水) 9:00～11:30(45人)
福祉保健センター

7月15日(木) 9:00～11:30(45人)
福祉保健センター



7月の乳幼児健康診査

場所 福祉保健センター別館(旧勤労青少年ホーム)2階

健診名	実施日	対象	受付時間
4か月児	13日(火) 20日(火)	平成16年3月生	13:00～14:00
10か月児	14日(水) 21日(水)	平成15年9月1日～16日生 9月17日～30日生	

場所 福祉保健センター

1歳6か月児	2日(金) 16日(金)	平成15年1月1日～15日生 1月16日～31日生	13:00～14:00
2歳6か月児	8日(木) 15日(木)	平成14年1月1日～15日生 1月16日～31日生	
3歳6か月児	5日(月) 12日(月)	平成13年1月1日～17日生 1月18日～31日生	

場所 南老人福祉センター(稲枝支所の北隣・田原町)

4か月児	28日(水)	平成16年3月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	13:30～14:00
10か月児	28日(水)	平成15年9月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	

※4か月児健診以外、個人通知はありません。
※10か月児以上の健診は、「すくすく手帳」で健診内容・持ち物をご確認ください。

※2歳6か月児健診には、**歯ブラシとコップ**が必要です。

※3歳6か月児健診では、視力検査、検尿があります。朝一番の尿をきれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。



●身体計測・個別相談(9:30～11:00)

7月16日(金) 東山会館

7月27日(火) 広野会館

7月28日(水) 稲枝地区公民館

離乳中期相談

日時 7月15日(木) 9:45～11:30
(受付は9:30～9:45)

場所 福祉保健センター

対象 6～8か月児とその保護者
(集団指導)

お知らせ

がん検診、市民健康診査について、次の人は検診料が無料になります。

(ア) 老人保健法 医療受給者証または高齢受給者証をお持ちの人(有効期日前のものは無効となりますのでご注意ください)

↓
検診当日にお持ちください。

(イ) 生活保護法による被保護世帯の人
(ウ) 市民税非課税世帯の人

↓
必ず事前に☒健康管理課に連絡してください。

健康管理だより



日程

実施日	場所	受付区分
6月28日(月)	下石寺町公民館	午後
6月29日(火)	佐和山会館	午前・午後
6月30日(水)	ハピネスひこね	午前・午後
7月1日(木)	東沼波会館	午前・午後
7月2日(金)	田附町公民館	午前・午後
7月5日(月)	本庄ふれあいセンター	午後
7月6日(火)	下西川町自治会館	午前・午後
7月7日(水)	新海町憩の家	午後
7月8日(木)	薩摩町公民館	午後
7月9日(金)	広野会館	午前

受付時間 午前……9:30～11:00

午後……13:00～14:30

※4月1日現在で70歳以上の人は、7月1日から市内医療機関で健康診査を実施します(下欄をご覧ください)が、胸部レントゲン検査はありませんので、この機会に受診してください。

70歳以上の健康診査



今年度は、7月1日から
始まります

老人保健法に基づき、70歳以上の人(昭和9年4月1日以前に生まれた人)を対象に医療機関で健康診査を実施します。

ただし、高血圧、心臓病、糖尿病などの内科的な病気で治療中の人(定期的に血液等の検査を受けている人)は通知は行きますが、必ずしも受診の必要はありません。主治医とご相談ください。

6月20日ごろに受診票を郵送しますので、封書の中の問診票に記入し、医療機関へ持参してください。

実施期間 7月1日(木)～
8月20日(金)(期間厳守)
実施会場 市内医療機関

※胸部レントゲン検査については各地区巡回で実施している健診会場でお受けください。

※彦根市立病院、友仁山崎病院で受診される人は、それぞれの病院の健診センターに予約が必要です。

※ご不明な場合は☒健康管理課にお問い合わせください。

※受診票は個人あてに郵送します。受診票が届かない場合は、直接会場へお越しください。受診は年1回です。

※胸部レントゲン検査を除き、料金(600円～2,700円)が必要ですので、おつりのいらないようご協力をお願いします。

※血液検査がありますので、午前中に受けられる場合は朝食を、午後受けられる場合は昼食をとらずにお越しください。

※健康手帳のある人はお持ちください。

※受診直前の尿(10ccぐらい)をお持ちください。会場にも紙コップを用意しています。

※無料になるときのがあります。15ページの「お知らせ」を参照してください。

※主治医を持たず、寝たきりで受診できない人、および家族の介護が常時必要で受診できない人には、医師による訪問健康診査があります。詳しくは☒健康管理課に問い合わせてください。



B型肝炎の 母子感染を 防止しましょう

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスによって起きるもので、主に血液によって感染します。わが国では100人に1～2人の割合で、体の中にB型肝炎ウイルスを持っている人がいます。このような人が妊娠した場合、出産時などに母親の血液が子どもにふれることによってウイルスが感染することがあります。生まれた子どもにウイルスが感染すると、将来、慢性肝炎や肝硬変、肝がんや急性肝炎にかかり、重篤な状態に陥ることがあります。

このため、母親がB型肝炎ウイルスを持っている場合は、赤ちゃんが生まれたら、ただちにB型肝炎ウイルスの感染を防止する必要があります。

なお、母子健康手帳別冊の中にHBs抗原検査受診票(薄紫色の用紙)がつづられていて、この受診票で検査のときに助成が受けられますのでご活用ください。

危ない。みつともない。 迷惑です、放置自転車

身近で手軽な自転車は、環境にもやさしい交通手段として、世代を越えて愛用されています。

しかし、一方で、歩道に止められている自転車は、歩いて通る人の妨げになっていて、特に点字ブロックを利用する視覚障害者の皆さんにとってはたいへん危険です。

また、放置された自転車は駅前の景観を壊し、さらに、いざというときの消火・救急活動をしにくくしたり、自転車盗の温床になるなど、さまざまな社会問題の原因にもなっています。

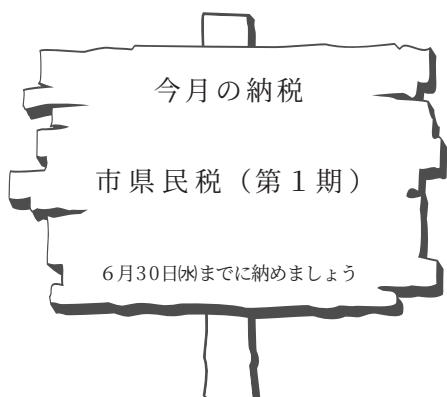
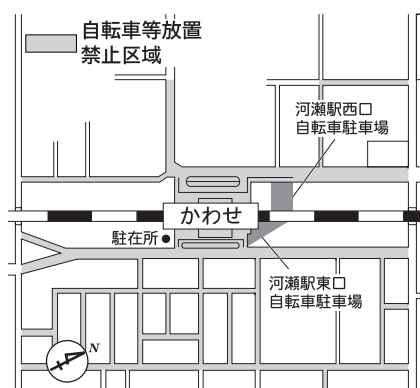
彦根市では、「彦根市自転車等の放置の防止に関する条例」を定め、彦根駅、河瀬駅、南彦根駅周辺を「放置自転車禁止区域」に指定しています。この区域内に放置された自転車・バイクは市が撤去し、移動保管料を徴収しています。

通勤や通学などで駅を利用するときは、路上に自転車を放置せず、必ず民間の自転車預かり所か市営自転車駐車場を利用してください。

また、買い物などで自転車置き場が設置されている商業施設を利用するときは、歩道ではなく、定められた自転車置き場に置きましょう。

問い合わせ先 困生活環境課 ☎22-1411内線134、
FAX27-0395

市内の放置自転車禁止区域



一票に 夢を 未来を 活力を 参議院議員通常選挙

7月11日(日)
7:00~20:00

投票日当日、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票所へ行けない人は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票 場所 市選挙管理委員会（市役所4階）、稲枝支所
期間 6月25日(金)~7月10日(土) 8:30~20:00
(稲枝支所については、8:30~17:00)

郵便等投票制度 身体に重度の障害のある人、介護保険の要介護状態区分が要介護5の人は、自宅で投票できます。

問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局 ☎22-1411(内線462)
FAX22-1398



野田沼のほとりの辻さん

あなたの好きな彦根の表情を表紙を通じて紹介してください。写真をお持ちでない場合は、困情報政策課広報係で撮影します。☎22-1411(内線431)へ気軽に連絡してください。

野田沼は、甘呂町と須越町にはさまれた田の中にあります。大昔、犬上川と宇曾川から流れ出た土砂で、湖が封じ込められたものだそうです。昭和40年ころまでは、縦横に水路が通じる水郷地帯で、田舟を使って田へ行く家が多くありました。そのため、船着き場には、数十艘の田舟がながれていました。

沼の周囲は葦に覆われ、魚をとると鯉、鮒、雷魚などが豊富にとれ、祭や正月のごちそうになったものです。圃場整備がすんで便利になりましたが、あのころの風景は懐かしい思い出です。

最近沼の周辺が整備され、出島には中国の友好都市、湘潭市から贈られた柳が植えられています。緑の美しい夏ごろまでは、特に気持ちいい場所です。

辻 善温さん(甘呂町)

表紙のことば